

障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業等を行う場合の
定款への記載について

社会福祉法人が社会福祉事業等を実施する場合は、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障890号、社援2618号、老発794号、児発908号各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知）（以下、「通知」という。）の別紙2「社会福祉法人定款準則」に準拠し、定款変更申請等が行われているところであるが、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業等を行う場合の定款への記載について、疑義が生じていることから、以下のとおり整理することとしたのでご留意願います。

なお、現段階の考え方をお示しするものであり、別途通知させていただく予定です。

障害者自立支援法（以下「法」という。）に規定する障害福祉サービス事業等を行う場合の定款への記載

1 法に規定する障害者支援施設を経営する事業

施設・事業体系の変更に伴い、日中活動である「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」は、それぞれ独立して実施されるものであるが、障害者支援施設と一体的に運営される事業であることから、定款への記載は必要ないものとする。

障害者支援施設については、「障害者支援施設 園の設置経営」と記載するのみで足りることとする。

ただし、上記以外の障害福祉サービスを実施する場合には、「障害福祉サービス事業（ 園）」と記載する。

2 法附則第41条第1項の規定により、なお従前の例により運営することができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業及び同法附則第58条第1項の規定により、なお従前の例により運営することができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業及び同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業

旧法施設である間は、定款の変更は必要ないものとする。

3 法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

第2種社会福祉事業として、それぞれ障害福祉サービス事業（ 園）、相談支援事業（ 園）、移動支援事業（ 園）、地域活動支援センター 園の受託運営、福祉ホーム 園の設置経営と記載する。

4 地域生活支援事業については、3で示した第2種社会福祉事業に該当する事業を除き、公益事業とする。

なお、定款準則の「第 章公益を目的とする事業」の(注) に基づき、定款への記載は、事業の特性に応じて所轄庁が判断するものとする。

(注)とは、「規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款の変更を行う必要がないこと。なお、定款の変更を行う必要がない公益事業は次に掲げる事業(別途、改正通知を発出)に限られるものではなく、事業の特性に応じて所轄庁が判断するものであること。」とする取扱いを踏襲する予定である。

(地域生活支援事業の定款記載を整理すると以下のとおり)

1. 市町村事業

(1) 第2種社会福祉事業

- ・相談支援事業(市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者相談支援事業、地域自立支援協議会を含む)
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター(地域活動支援センター機能強化事業を含む。)
- ・福祉ホーム事業

(2) 上記以外の事業は公益事業

(注) コミュニケーション支援事業は、公益事業として整理されるが、身体障害者福祉法に基づく「手話通訳事業」を実施している場合については、第2種社会福祉事業として整理する。

2. 都道府県事業

(1) 第2種社会福祉事業

- ・相談支援事業(発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター運営事業、高次脳機能障害者支援普及事業、障害児等療育支援事業、都道府県相談支援体制整備事業、精神障害者退院促進支援事業、都道府県自立支援協議会含む。)
- ・福祉ホーム事業

(2) 上記以外の事業は公益事業

(参 考) 定款の記載例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 身体障害者療護施設〇〇寮の設置経営
- (ロ) 知的障害者更生施設 園の設置経営
- (ハ) 障害者支援施設 園の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 精神障害者授産施設 園の設置経営
- (ロ) 障害福祉サービス事業(園)
- (ハ) 相談支援事業(園)
- (ニ) 移動支援事業(園)
- (ホ) 地域活動支援センター 園の受託運営
- (ヘ) 福祉ホーム 園の設置経営